

18世紀末のロシヤ経済思想の一断面

—60年代の反農奴制思想—

渋 谷 一 郎

I

ロシヤの農奴制経済機構には17世紀後半に、すでに注目すべき変化が生じていた。レーニンは「全ロシヤ的な市場¹⁾」の形成のいとぐちを、この17世紀としている²⁾。しかし国土の経済発達における本質的な前進は、つぎの18世紀におこなわれた。工業の発展に最もよくあらわれた生産力の向上と、社会的・地方的分業の深化は、相互に促進的な影響をおよぼしあった。18世紀の全般にわたるこのような傾向のなかで、とくに世紀の後半を特徴づける問題は、封建=農奴制機構と発達する生産力との間の矛盾であった。

問題を封建経済の主領域である農業に限定しよう。18世紀の中頃までに農業部門に、質的变化がみられるようになった。地主経営が商品・貨幣関係にまきこまれた結果、販売にむけられる農産物の量は、絶対的にも相対的にも増加した。だがこの增收は、耕地の収穫性と農業労働の生産性の向上による結果ではなかった。地主直営地も農民割当地と同様に、農民自身の農具で耕作されたが、経済的困窮に押しつぶされ個人的束縛を強いられて、労働意欲をなくした農民は、極端に旧式な技術と農具で、小規模に耕作した。彼らは役畜も確保していなかった。収穫性は地主の耕地でも農民割当地でも低く、中央部の農業地帯でさえ、多くて播種量の5~6倍にすぎず³⁾、その上、諸地方はしばしば不作に逢った。

このような状況下でなおかつ収量の増加したことは、主として播種面積の拡大による。これは、農産物市場の拡大傾向にとって耐えがたい上述の事情について、60年代に地主たちが「農業の衰退」として談合した結論だった。1791~1800年の農産物の増加はこうして、国土の耕地化によっておこなわれたが、結局はこの過程を阻むのも、収穫性および生産性の場合と同じく、当時支配的だった農奴制的諸関係だった。

1) В. И. Ленин. Соч., т. 1, с. 137. [邦訳、大月書店版全集、第1巻、149ページ。]

2) この過程は、1754年に実施された国内関税の廃止によっておわる、とふつう考えられている。

3) И. С. Бак, «Антифеодальные экономические учения в России второй половины XVIII века», Москва, 1958, с. 8

古くからの農業地帯(中央黒土地帯)では、播種面積の拡大は、封建的所有にある林地の開墾、沼沢の干拓によって進められたが、これは極めてひどい労働を農民たちに強制したから、彼らの関心をそそることができず見るべき効果をあげなかつた。そこでこの地域の多くの地主は農民割当地を取りあげて、自分の耕地面積に繰り入れるという手段に訴えた。

国家的に見て、播種面積の拡大が重要な役割をはたすのは、新しくロシヤ領に入った地方である。だがこの地方の農業植民も、農奴制機構に支えられる反面、これに制約された。

エリザヴェータとエカテリナ2世は、南方と東方で、土地をしきりに貴族たちに分贈し、また貴族たち自身も郷土 однодворецとカザックの土地を占取することによって、新領土では地主的な所有が優越はじめた。従ってこのような地方では封建=農奴制的な諸関係が支配的となり、そのことが自由雇用による農業労働力の流入を阻み、また中央農業地帯(3順耕法 трехполье)より一層おくれた耕作法(閑田法 перелог)をひろまらせる結果となつた。しかも新しい土地の耕作に必要とされる労働力は、農奴の強制移住民と季節的に雇用される出稼ぎ人の数を上まわる。それゆえ新領土の耕作適地の大部分は、未耕のままで放置された。18世紀末になっても、この新農業地方(南方ステップ、ヴォルガ中流、ヴォルガ東岸、シベリア)は、穀物生産に重要な役割をはたせず、世紀の後半に耕作適地の拡大した比率に反して、まだ実際の穀物生産の比重は古い農業地方にかかっていた。

商品流通の増大とむすびついて、自領の収益を高めようと熱望した、地主たちは農民の収奪を強化する。

新旧の農業地帯では、労役地代—賦役 баршинаの適用がひろまつた。中世的な閉鎖的經營の場合ことなり、市場拡大の状況下の賦役經營は別の機能—商品穀物の增收の源泉でかつ手段—をはたす。1775~1799年、とくに90年代に入ると、この形の榨取がいちじるしく強化され、はなはだしいものは週6日に達する⁴⁾。また

4) たとえばA. H. ラヂーシチエフの『ペテルブルグからモスクワへの旅』のリュバニの章を参照[邦訳、東洋経済新報社版、16ページ]。

とくに入手の不足する辺境地方のある地主たちは、農民を月払い制 *месячина* にかえたり。これは封建的な小生産者を土地のない奴隸にかえ、それによって農民経済と賦役制の存在そのものを、破壊した。経済外的な強制にもとづく、このように強引な封建的土地所有の拡大が進む一方で、その崩壊のいとぐちもはじまつた。農民企業と関連する商業的な土地所有があらわれ、富農は同村人から、割当地の賃借をはじめた。これは、土地の封建的所有にもとづいて形成される、農民割当地による土地利用の制度を、ほりくずすものであった。

非黒土地帯、とくにその中心地帯では、現物地代にかわった貨幣地代 *денежный оброк* が発達した。このことは、農民経済の商品性の成長、なかんずく農民小営業と商業の拡張に、もとづいていた。18世紀末にいたって地代は、賦課単位 *тягло* あたり 30~50 ループリ (60 年代には 2~3 ループリ) という耐えがたい額に達して⁶⁾、農民経済をほとんど破滅させるが、それでも農民は、賦役より貨幣地代の方を取つた。後者にあっては前者に比して、より多くの時間を自分の営業にあてることができ、経営上のイニシアティヴをあたえられるので、自分の労働の結果により多く关心をもつた。

貨幣地代の発達は、農民分解をともなつた⁷⁾。主として非黒土地帯の村落に、出稼ぎがはじまつた。出稼ぎにむかう農民は、工業労働、輸送にやとわれ、とくに南部と南東部の諸地方では、季節的な農業労働におもむき、小規模な商業をいとなみ、賃銀の中から地代を支払つた。

貨幣地代は、村落の富裕な上層部による同村人たちの搾取を促進した。貧困な同村人たちにかわって地代を払い、その代金を高利で貸付けることによって富農は、支払不能な人びとの割当地を取上げた。富農に債務を負つた農民は、労働にかえてこれを返済するために、かつての自分の割当地の上で、無報酬か取るにたらぬ報酬をうけて働いた。村落ではこの他に、主として隸属性の形を取る種々の雇用労働がひろまつていた。

上述した出稼ぎと村落内部における搾取の存在は、封建的外皮の中に形成されはじめていたブルジョワ的、資本主義的諸関係の萌芽をしめしている。

支配階級と、その利益を代表した貴族=農奴制国家に

5) 前出、ラザーシュエフの『旅』、ヴィシニイ・ヴァラチヨークの章を参照[邦訳、185~186 ページ]。

6) Н. Л. Рубинштейн, «Сельское хозяйство России во второй половине XVIII в.», Москва, 1957, с. 156~167.

7) Н. Л. Рубинштейн, Там же, с. 231~241.

よる搾取の強化、農奴農民の政治的無権利の拡大は、18世紀 60 年代のはじめに、「不服従」、逃亡、公然たる蜂起の形をとつた。30 万にのぼる農民の抵抗を誘発した⁸⁾。これらの現象は、生産力の発展と封建=農奴制的諸関係の間の矛盾がひどい地域に、とくにはっきりとあらわれた。エカテリナの政府は、容赦ない弾圧の組織と「啓蒙的絶対主義」の二面的政策によって対処し、農民の反抗をひきおこした真の原因を除くことを欲しなかつた。なぜなら、この原因を除くことは、政府が抛つて立つすべての社会経済的、政治的制度の変更を意味するからである。60 年代の農民運動はエカテリナ 2 世だけでなく、支配階級の大部分にたいして、さまざまの反応を生じた。農村における階級闘争への貴族の関心が多くの文献に反映し、ロシアではじめて農民問題が本格的にとりあげられ、ひろく体系的に審議された。そして一部では農民を擁護する独自の大胆な声が、貴族層のなかからおこり、まだ控え目ではあったが農奴制批判が擡頭した。これは、農奴制の矛盾の展開とその解体のはじまりを、ロシア経済思想史のなかに反映した時期であった。

II

1760 年代のはじめからロシアの有力な貴族 D. A. ガリーツィン *Голицын* (1734~1803) は、農奴制の批判を表明しはじめた。彼は生涯のほとんど大部分を、西ヨーロッパ各国の首都でロシアの外交使節としてすごした。彼はロシアをはじめ各国のアカデミーの会員を兼ね、ヴォルテール、ディドロ、メルシェ・ド・ラ・リヴィエールらを友人とし、パリのサロン、とくに父ミラボーの家の重農主義者たちの集いに出席し、自分をこの学派の 1 人としてみとめた。ガリーツィンはエカテリナ 2 世の初期において、彼女とフランス啓蒙家とを結ぶ「鎖の環」をつとめた。彼は 1760~84 年の間、週に数回、任地からフランス、オランダの社会・政治生活の描写、西ヨーロッパの知識界の消息を報じ、そのなかでも各国の経済政策と経済学に大きな注意を払いながら自分の見解をあきらかにし、ロシアの経済政策について種々の建言を書き送つた⁹⁾。エカテリナ 2 世は彼の書簡を注意ぶかく読み、その欄外にくわしいメモをしるしたといわれる。

8) П. Иванов, К вопросу о «просвещенном абсолютизме» в России 60-х годов XVIII века. «Вопросы истории», 1950, No. 5, с. 85. [邦訳、有斐閣版『ロシア史の時代区分(上)』、199 ページ。]

9) ガリーツィンの書簡は《Сборник Московского главного архива Министерства иностранных дел.》M., 1881, вып 2 から《Избранные произведения русских мыслителей второй половины XVIII века.》, т. 2, M., 1952, с. 33~45. に収録されている。

ガリーツィンはその後 1796 年にブルンスヴィクで《エコノミストたちの精神について……》¹⁰⁾ の書物を出版した。オンケンの指摘によれば「これは、重農主義者の内容の、ロシヤ語で書かれた唯一の書物である。」¹¹⁾

ガリーツィンは貴族=地主の立場からする農奴制の改革を提案する。彼は高額の身受金によって農民の人身上の隸属を解くなら、土地は従来の 4 倍にのぼる収穫をあたえるだろう、と考える。だがこの身分的解放は、少数の富農しか享受できない。しかもこの解放農民は、動産にたいする所有だけを許される。土地については、貴族=地主に経済・政治上の支配を確保するため、農民に所有を許さない。ガリーツィンは、労働の雇用をもふくむ必要経費のための財源をもつ富農に、土地を賃貸することを主張する。後者は、地主にたいしてまだ農奴制的隸属にある同村人、または季節的な出稼ぎ農民の、雇用労働を搾取する。こうして純然たる貴族=地主の利益から出発したものの、ここにいたってガリーツィンの頭にあるものが、重農主義の理論からひいてきた資本主義的借地農であることはたしかである。彼の提案が実現されたとしたら、それを構想した際の主観的な志向とは反対に、封建経済の内部におけるブルジョワ的諸関係の成長をもたらすべきはずであった。ここにみられるガリーツィンの主張の不徹底と内的矛盾は、60 年代のロシヤ社会の経済的現実を反映している、と考えられる。ロシヤにはフェルミエの萌芽さえなかったし、農業経営はもっぱら封建=農奴制的であった。こうした状況のなかでなおガリーツィンが、フェルミエ=カピタリスト的な概念をもちだしたことは、彼が外交官として、青年期以降の知的生活のほとんど全てを、ロシヤの現実から遠くへだたった重農主義の空気のなかで送った、という事情で説明がつくのではないだろうか。

1765 年に《ロシヤで農業と経営を奨励するための自由経済協会》が創立された。これは、エカテリナ 2 世の「啓蒙的絶対主義」にまつわる、「自由主義的なニュアンス」と関係をもっている。だが本質的には、国内第 1 の地主たる「女帝の庇護のもとに」どの官庁にも属さない、というだけの自由だった。協会は農奴制の前提に立

10) *De l'esprit des économistes on les économistes justifiés d'avoir posé par leurs principes les bases de la Révolution Françoise*, Par le prince D... de G..., 2 vol., Brunswick, 1796.

11) A. Оискеи, История политической экономии до Адама Смита, Пер. с нем., Спб. 1908. с. 428——В «История русской экономической мысли: эпоха феодализма, ч. 1. Москва, 1955», с. 521.

って、その範囲内での経営合理化、技術改良、農業労働の生産性向上をめざしたが、結局は農業経済における主要な生産因子としての農民の問題に、たずさわることをよぎなくした。

1766 年にエカテリナ 2 世は協会の会員である D. A. ガリーツィンの書簡からヒントをうけて、つきの題の懸賞を告示した。「農民が土地を所有するのと、動産だけを所有するのと、どちらが社会のために有益であり、彼の権利は両者のどちらまで及ぶべきであるか?」

国内外から 160 名が応募した。重農主義に反対して、農民の小所有者的生産を主張するフランスの学者 B. D. ラペーイ (1704—21) を 1 位として¹²⁾、グラスラン、ボレーノフらが入賞した。われわれがこの寄書で扱う 60 年代の反農奴制思想、という点からいようと、ボレーノフの論文が興味深い。

A. Я. ボレーノフ Поленов (1738—1818) は小貴族の出で、法律学を学ぶためにストラスブール大学に派遣されたが、帰国の年に自由経済協会に応募した論文の内容のため、後の生涯を不遇のうちに送った。彼の思想は唯物論、自然法、重農主義の影響下に形成された。彼の応募論文は入選したが、発表するには内容と表現が過激であるとして、書きなおしを命ぜられた。2 度目の論文もなお同じ注意をうけ、ついにその死後、つぎの世紀のなかごろまで印刷をゆるされなかった。

自由経済協会の懸賞が問題を、農民の所有権に限定しているのに、ボレーノフは農奴制下の農民の状態と農奴制全般を論じた¹³⁾。

彼は農奴制の状態が所有に及ぼす影響について問題提起する。「わが国の農民たちが、財産についてこうむっている不自由が、どれほど有害または有益かを検討しよう。」(7~8) そこで彼が自然的だと考える「所有の利点」からはじまる。「農民に自分の財産」の所有権をあたえると、「みずからの利益に気をくばりながら、それを管理・行使する」結果をもたらす。そうすれば農民は自分の健康、「家族の増加」、子供たちの「熱心な養育」について配慮しはじめるだろう。その結果、地主は規則

12) ラペーイのくわしい意見と、これにたいするガリーツィンの奇妙な同意については、次を参照。《История русской экономической мысли……》, М. 1955. с. 532~533.

13) 彼の論文のフル・タイトル——О крепостном состоянии крестьян в России. これは《Избранные произведения русских Мыслителей второй половины XVIII века.》, т. 2 の с. 7~29 に収録されている。以下で引用文のあと()内の数字は、この文献からの引用ページをしめす。

正しく地代をうけとる。「農民の勤勉」によって食糧と工業原料が増加し、それらの価格はさがるので、町々の人口がふえる。こうした全てのことは国民の福利を増大し国家収入の増加をきたす。「國家はつねに、私有財産をもつ農民たちに、安らぎをおぼえるだろうし、国家の収入は比べようもなく増加するだろう。」(9)反対に、所有権を失い、そのため「怠惰、なげやり、不信、恐れの実在的痕跡のほか何も示さない」農民は、「悲しむべき対象」である。彼らは「自分たちの労働から将来において、危険、苛責、抑圧のほか何もえられないことを知っているから」(10)自分の労働の成果にたいして関心を持つことがない。ボレーノフはさらに、所有権を失った群衆の存在がもたらす政治的危険を、指摘する。「その維持へ自分をかりたてるような利益をあたえてくれない社会、そこで自分が何もうることなく苦しんでいるような社会、それにたいして彼が熱意をもつはずはない。そこにどのような変化が生れようと、自分には失うべき何ものもないことを彼は知っている。」「かかる人びとは、自分のわざわいの尽きるところを知らないから、どの社会にとっても危険な極端に走る。」(11)この「極端」をさけるためにボレーノフは、農民に所有権をあたえるよう支配階級に勧めるのである。

農民の農奴制的状態は、彼の意見によると自然権に反する。「自然権は……人びとがみずから進んでそのことに賛成し、かくも残酷な運命を自分たちにこうむるごとき動向の原因を、自分の中に持たない。また福利を獲得するという人間に生得の傾向と、自由への打ちかちがたい志向によって判断しても、特にこのことは信じられない。」(11)

彼は農民を現状から脱出させる方法として、教育——一般的には一連の前提手段によって、農民自身を改善することを主張する。彼は教育に、「道徳の全国的な改善」——「国民の福利」(17)における決定的役割りをあたえるが、農民が「人間につきものの権利」を失っている限り、「農民の救済における教育」が無力であると考える。農民に「人間の権利」をあたえるべきである、そうしてはじめて農民は「自分の力を取りもどし、やがて生れかわるであろう。」(15)

ボレーノフの農民の所有権にかんする論議の中心点は、地主にたいする経済的隸属を緩和する条件の設定である。

「農民はおのれの穀物の播種と家畜の飼養に十分な土地をもち、地主が何かの圧迫を加えたり、それを全く取りあげたりする少しの権利もあたえないように、世襲の形でそれを占有すべきである。」(22)これは一見して明らかに、農民の経済的福祉を保証し、客観的にはそのブル

ジョワ的発展を促進する条件であった。だが彼のこの主張は、なおつきのような封建的な殻をついている。つまり彼が農民にあたえようとするのは、土地にたいするブルジョワ的所有権ではなくて、「土地にたいする、しかるべき制約をともなう所有」——封建的な占有である。土地の買却、贈与、抵当権の設定は許されないが、「農民が自分の職分のすべてを正しく守る限り」(22)土地は世襲相続権とともに彼の占有に残る。反対の場合に地主は、その農民から罰として割当地を取りあげ、別のものに渡すことができる。だがこの場合には、地主の恣意的な土地取りあげから農民を守るために、「地主がこのことをなしうるに先だち、事件は当該の法廷で検討されなくてはならない。」(22)ボレーノフは、地主の指揮下に「農民によって構成される法廷」が、公正でありうる素朴に考える。事実はまさに反対だった。

動産については、彼はその所有権を農民へあたえることに賛成する。ただしそのかわりに、かなり高額——その価値をはるかに上まわる金額の、買戻し賦金に類するものを地主に払うべきだ、と彼は考える。「農民は自分の感謝のしるしとして主人へ、毎年きめられた賦金を払うなら十分である、計算すれば[地主は]あたえたものよりも無限に大きなものをうけとるだろう……」(26)

見てきたとおりボレーノフの提案は、後のラヂーシチエフの草案などに比して、きわめて温和な漸進的なものであった。しかも彼による農奴制的秩序およびこれのもたらす現状の的確な批判と、農奴制機構の限界を出ないきわめて中庸な実践上の提案は、わけて評価することが必要であろう。貴族出の自由主義者であるボレーノフは、農奴制的圧迫がもたらす農民反乱を、何よりもおそれた。彼はその破綻をさけるために、地主=貴族階級を説得して彼らの合意のもとに、上からの改革をおこない、これによって結局は地主=貴族の支配的な地位を維持できるものと考えた。それに 60 年代の思想の経済的基盤は、前述したように、封建経済の内部でのブルジョワ的関係が個々の場所でことなった発達を示していたのであって、これを反映した農奴制批判も、客観的には前進を意味した個々の改革案を提出することはできたが、農奴制の廃止をめぐって検討されるような情勢にいたってはなかった。それどころではない——当局がこの論文の印刷を 100 年も許さなかったことは、当時の一般的な傾向と、ボレーノフの提案との関係を雄弁にものがたっている。彼の提案をガリーツィンの提案に比べると、はるかにロシヤの現実に即しており、より具体的であって、それだけに短見な保守的貴族から、危険視されたことがわかる。